

令和8年第3回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和8年3月25日(水)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時50分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(10人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑧高田外喜子
⑩糀田 幸雄 ⑪川井 良平
- 4 欠席委員(2人)
⑧中村 武史 ⑫村 桂司
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑬川口 勝博 ⑭悦永 秀雄 ⑮宮下 昇 ⑯平内 義博
⑰濱名 猛
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑬榎谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰稲農 幹夫 ⑱瀬戸 清明 ⑲石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (5) 地域計画に係る意見の聴取について
- 9 議事録署名委員 9番 高田委員 10番 糀田委員
- 10 会議の結果
議案5件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 皆さん、お疲れさまです。ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
欠席届は、村会長と中村委員から欠席される旨の連絡を受けております。委員の過半数出席しておりますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。
では、本日の総会は、川井職務代理者が代行いたしますので、よろしくお願ひします。挨拶はなしです。よろしいでしょうか。
そのまま進めて進行させていただきます。
本日の議事につきましては、お手元の議案書のとおり、議案が5件、報告2件となっております。
この会議は川井職務代理者が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願ひいたします。
議 長 これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、9番 高田委員、10番 糺田委員を指名いたします。

それでは、会議を始めます。議事に従い、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」です。議案書は2ページです。

整理番号1番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積は730㎡です。位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1,460aです。

整理番号2番、申請地は〇〇〇町の田3筆で、合計面積は8,210㎡です。位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足によるもので、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による276aです。

整理番号3番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は5,450㎡です。位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による54aです。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員のご意見を伺います。整理番号1番については、〇〇委員さん欠席ですので、事務局、お願いします。

事務局 〇〇委員さんから事前に報告を受けておりまして、確認していただいたところ問題なしとのことでした。以上です。

議長 整理番号2番、〇〇委員、お願いします。

担当委員 本人に確認したところ、申請書通りということで、問題はないと思われまます。以上です。

議長 整理番号3番については、〇〇委員、お願いします。

担当委員 これは、〇〇さんと〇〇さんが〇〇、〇という関係でございまして、特に問題はありません。

議長 担当委員は異議なしとのことですが、ほかにご意見などありませんか。

全委員 なし。
議長 異議なしということですが、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。
議長 異議なしと認め、「議案第1号」は原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。
議案書6ページをお開きください。
整理番号1番の申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積は233㎡です。位置図は7ページをご覧ください。
申請人は議案書に記載のとおりです。
転用の目的は、自己の農業用倉庫用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上あることから、農地法施行令第12条第1号に該当し、第1種農地と判断されますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外許可に該当します。
なお、生産組合の同意を得ております。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員のご意見を伺います。〇〇委員、お願いします。

担当委員 〇〇さんの納屋なんですけれども自宅の横にあったんですけれども、震災で潰れまして、その代わりに〇〇さんの畑があるんで、そこに建てたいということで申請を受けています。
以上です。

議長 担当委員は異議なしとのことですが、ほかにご意見などありませんか。
全委員 なし。
議長 異議なしとのことですが、原案のとおり上申してもよろしいでしょうか。
全委員 異議なし。
議長 異議なしと認め、「議案第2号」は、原案のとおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。
議案書8ページをお開きください。
整理番号1番の申請地は、〇〇町の畑2筆で、面積は459㎡です。位置図については9ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転と

なっております。

転用目的は、住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、用途指定のない都市計画区域であり、300m以内に鉄道の駅(〇〇駅)が存在することから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当委員は〇〇委員さんなんですが、本日欠席ですので、事務局、お願いいたします。

事務局 〇〇委員さんからお伝えいただいているのは、問題はないということでお聞きしております。

以上です。

議長 異議なしとのことです。原案のとおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、「議案第3号」は、原案のとおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」です。議案書は10ページです。

今回は、田55筆設定があり、合計面積は86,710㎡です。

1番から21番までは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

22番は、農地中間管理機構を利用した耕作者の権利移転となっております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等があればお願いしたいと思っております。

全委員 なし。

議長 異議なしとのことですが、原案のとおり承認してもよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、「議案第4号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 地域計画に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 別紙でA4判の地域計画図があると思いますが、赤い付箋が貼ってあるのは、新たに新規で変更しようという図面になります。青い付箋で巻いてあるのが旧の、去年の地域計画図になります。それを見比べいいただいて、確認をしていただきたいと思います。

それでは、お手元に配付した地域計画は、令和7年度最終版になります。主な変更点としましては、旧の「次の担い手」を今後の検討農地に変更しました。旧の地図で見ると、オレンジに赤枠となっていたところを白地に変更しました。また、農地中間管理機構と利用権設定を行った方の追加、並びに市外から入耕作者の追加、そして認定農業者死亡に伴って経営者未定の場合は、今後の検討農地として白地にしてあります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見などあればお願いしたいと思いません。ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしですが、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 「議案第5号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 所有者不明農地の公示について」を議題といたします。

事務局、説明を求めます。

事務局 議案書15ページをお開きください。

「報告第1号 所有者不明農地の公示について」ご説明します。

農地法第33条第1項に該当する農地を令和8年3月19日に公示したので、一覧のとおりご報告いたします。位置図は16ページをご覧ください。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

委員 公示というのはどういうことですか。

事務局 掲示板に貼り出して、誰か耕作者を希望する方がおいでるか、公表して耕作者を募るということになります。

委員 今現在引き続き耕作している人がいた場合は、その人が引き続きやってもいいということか。

事務局 そういうことになります。

議長 ほかにご意見ありませんか。

委員 公示の期日は何日か。

事務局 19日になります。そこから2か月公示いたしまして。あと県のほうに申達して、県がまた協議して、最終的には知事の裁定に伴って、農地中間管理機構と利用権設定を結んでいくと。大まかな流れですけれども。

委員 中間管理機構がということか。

事務局 はい。中間管理機構とまた利用権設定を結ぶということになります。

委員 それが今からやってどれぐらいの期間かかるのか。

事務局 今から2か月間公示して、その後4か月ぐらいは、短くても4か月ぐらいはかかるということです。

委員 7月以降か、8月頃になるわけか。

事務局 そうですね。ざくっと聞いているのは、五、六か月ということでは聞いているんだけど。早くてということ。

委員 分かりました。半年ぐらいやね。
事務局 はい。半年ぐらいですね。
議長 ほかにないでしょうか。
全委員 なし。
議長 それでは、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定してよろしいですか。
全委員 異議なし。
議長 では、承認することに決定いたします。
次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」です。議案書は17ページです。
解約される農地は田5筆で、合計面積が7,685㎡です。
対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。
以上です。
議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等があればお願いします。
議長 異議がないようですが、「報告第2号」は、報告のとおり承認することに決定してよろしいですか。
全委員 異議なし。
議長 それでは、承認することに決定いたします。
以上で本日の全議案の審議が終わりました。

終 了

議事録署名人 会長職務代理者

署名人

署名人